

## 〔事例〕

## (9) タクシー利用サービス事業とボランティアの起こした事故

江野尻 正明

## 〔キーワード〕

社会福祉協議会実施事業の責任

## 〔事例の内容〕

甲市は、乙社会福祉協議会が実施する身体障害者のタクシー利用事業サービスに対し、相応の補助金を交付していた。

乙社会福祉協議会は身体障害者介助のためのボランティアを募集し、甲市の障害福祉課長も参加して適当と認めるボランティアの名簿を作成し登録していた。

甲市の住民A（六〇歳の女性）は、脳内出血のため半身麻痺の後遺症があり、杖をつけて歩くことは可能であったが、屋外を歩行する場合は介助者が近くに立って見守り、危ないときは手を差しのべて支えることが必要であった。

ある日、Aは治療とリハビリを受けるため行き付けの病院に行こうと思い、乙社会福祉協議会に電話して介助

者の派遣とタクシーの利用を依頼した。

乙社会福祉協議会は A 宅の近くに住む登録ボランティア B に連絡し、A がタクシーを利用して病院に行くことについての介助を頼んだ。

B は早速 A の自宅へ行き、A とともに A の居室から玄関まで A と一緒に移動した後、「ここで待っていて下さい。直ぐにタクシーを拾ってきます」と言って表通りへ走り出た。

ところが、A は B の後を追おうとして二、三步歩いたところで転倒し、右足大腿骨骨折の大怪我をしてしまった。A は誰に対しどのような損害賠償を請求できるだろうか。乙社会福祉協議会は社会福祉法一〇九条一項に規定される市町村社会福祉協議会である。

〔事例の検討〕

一 A は、B による介助を受けている際に、右足大腿骨骨折の怪我をした。しかしながら、A と B との間には、直接に介助をするに関わる契約は存しない。したがって、A は B に対して契約上の債務不履行責任を問うことは出来ない。

二 そもそも、A が利用していた乙社会福祉協議会による身体障害者タクシー利用事業サービス（以下「本件タクシー利用事業サービス」という）及び介助者派遣（以下「本件介助者派遣サービス」という）については、どのような契約関係があったといえるかが問題となる。

(一) この点、本件タクシー利用事業サービスは甲市による補助金によって運営され、利用者がその利用に際して料金を負担する仕組みとなっていない。しかしながら、Aは行き付けの病院への通院に際して本件タクシー利用事業サービスを利用しており、乙社会福祉協議会も、Aが本件タクシー利用事業サービスの利用者としての資格を有していることを確認していることがうかがえるから、Aと乙社会福祉協議会との間では、本件タクシー利用事業サービスの利用及び提供についての合意の成立、換言すれば本件タクシー利用事業サービス利用契約が締結されていたといえる。<sup>(1)</sup>そして、本件タクシー利用事業サービス利用契約は、その対象者や内容から見て、本件タクシー利用事業サービス提供に当たって乙社会福祉協議会が、本件タクシー利用事業サービス利用者の生命・身体の安全に配慮する責務を負っていたと理解される。

(二) 次に、本件介助者派遣サービスについても、その性質については本件タクシー利用事業サービスと同様であり、Aと乙社会福祉協議会との間で、本件介助者派遣サービス利用契約が締結されており、乙社会福祉協議会が、派遣された介助者が介助に当たって利用者の生命・身体の安全に配慮する責務を負っていたと解される。

(三) 以上の次第で、Aは、乙社会福祉協議会に対して、乙社会福祉協議会に本件タクシー利用事業サービス利用契約及び本件介助者派遣サービス利用契約に基づく債務不履行(安全配慮義務違反)があれば、これについて損害賠償請求をすることができる。

### 三 債務不履行の内容について

ところで、乙社会福祉協議会は、Aとの間で、本件タクシー利用事業サービス利用契約及び本件介助者派遣サービスサービス利用契約を締結しているところ、乙社会福祉事務所は登録ボランティアのBを通じて、それらのサー

ビスを提供していた。

Bは乙社会福祉協議会の職員（従業員）ではなく、ボランティアではあるものの、上記各サービス利用契約の履行については、Aに対する関係で、乙社会福祉協議会の履行補助者と考えられる。

そこで、Bの行為について、乙社会福祉協議会が提供すべき債務の本旨にしたがっていたか否かが問題となる。

この点、乙社会福祉協議会の上記各サービス利用契約は、いずれも身体障害者の介助を主たる内容とするものであるから、上記各サービス利用契約利用者が身体に障害を有する者であることは当然の前提であり、その障害故に介助を必要としている場面での介助を提供するのであるから、上記各サービス利用契約を利用中の利用者の生命・身体の安全に配慮することは、債務の本旨に含まれる。

Bは、Aに対して、「ここで待っていて下さい。すぐにタクシーを拾ってきます」と言ってAの側を離れており、一概にAの行為が上記債務に反するものとはいえない。しかしながら、Aは自身である程度の歩行が出来るのであり、Aがそのときの状況で不安を覚えてBの後を追う可能性などを、Aのこれまでの上記各サービス利用状況から乙社会福祉協議会が把握しており、Bにこの旨を伝えていたのであれば、Bのこの行為はAの生命・身体の安全を配慮するに当たっては軽率のそしりを免れない。この場合には、Bの行為について債務の本旨に従った履行ではないとの評価をすることができる。

本件では、Aは乙社会福祉協議会に対して、上記各サービス利用を申込み、乙社会福祉協議会も甲市の担当者の協力を得て、適当と認めた上でボランティアの登録をしているのであるから、Bは乙社会福祉協議会が提供する本件介助者派遣サービスを提供するに際して、一定水準の介助技術を有することが確認されており、全くの素人ということは出来ない。

仮に、Bが全くの素人であるとするならば、そのような者を上記本件介助者派遣サービスサービスの提供に当たる者として選任し、Aの要請に対して派遣したことについて、乙社会福祉協議会に債務不履行責任が認められることになる。

#### 四 甲市の責任

ところで、甲市は、乙社会福祉協議会に対して、本件タクシーサービス利用契約については相応の補助金を交付し、本件介助者派遣サービスについては、登録ボランティア名簿作成に関与していたことから、Aが甲市に対して何らかの責任追及が出来ないかが問題となる。

この点、Aは甲市との間で契約を結んでいた訳でもなく、甲市は乙社会福祉協議会を通じて、上記各サービスを提供していたとは言えるものの、Bをボランティア名簿に登録したことについての過失を問うことも困難である。従って、Aが甲市に対して直接的責任を追及することは困難である。

#### 五 B個人の責任

Aは上述の通り、Bの軽率な行為によって損害を受けたとして、契約関係のないBに対して、不法行為に基づく損害賠償請求をすることも可能である。

#### 六 過失相殺について

なお、AはBが「ここで待っていて下さい。すぐにタクシーを拾ってきます」と声をかけたにもかかわらず、B

の後を追って転倒したのであるから、A自身が上記各サービスを利用するに当たつての過失があり、過失相殺（民法四一七条）の対象となる。本件では、Aの過失は相当程度大きいものとして損賠償額が減額されるものと見込まれる。<sup>(3)</sup>

#### 七 ボランティア保険等

なお、本件のような事態に備え、近年、民間の損害保険会社により、ボランティア保険やボランティア行事保険などが整備され、社会福祉協議会等もこれに加入している。ボランティア保険等の保険金支払いに際しては、ボランティアが法律上の賠償責任を負うことが要件となるので、上述のように、この関係でもBの過失を検討する必要がある。

以上

「もっと論点を深めるために」

一、AとBとの間に何らかの契約関係が存したとして、AのBに対する債務不履行責任を問うことはできないか、再考してみよう。

二、本件の二つの事業が、甲市から乙社会福祉協議会に委託された事業であったとしたら、甲市の法的責任を追及することは可能になるだろうか検討してみよう。

注

- (1) 東京地裁平成一〇年七月二八日判決は、類似事案で契約関係の存在を否定している。  
 (2) 前記判例では素人であるボランティアに対して医療専門家のような介護は期待できないとする。  
 (3) 札幌地裁昭和六〇年七月二六日判決参照。

## 〔事例〕

## (10) 社会福祉協議会と補助金の使用

江野 尻 正 明

橋 本 宏 子

## 〔キーワード〕

社会福祉協議会の事業、補助金の使途とその是正方法

## 〔事例の内容〕

A市B区内に設立されたC地域社会福祉協議会は、高齢者食事サービス事業を実施している。A市は、C地域社会福祉協議会に対し、社会福祉法人D社会福祉協議会（市社会福祉協議会）及びE社会福祉協議会（区社会福祉協議会）社会福祉法一〇九条二項）を通じて、C地域社会福祉協議会が実施している高齢者食事サービス事業に補助金を交付している。Fは、C地域社会福祉協議会の代表者である会長の地位に